

第3回旧北上川水面利用者協議会

平成24年12月3日

目次

| | |
|---------------------------|----|
| ・ 第2回旧北上川水面利用者協議会の概要について | 1 |
| ・ 旧北上川河口部に係留している船舶の現状について | 4 |
| ・ 旧北上川河口部における船舶係留のあり方について | 10 |

第2回旧北上川水面利用者協議会の概要について①

第2回 旧北上川水面利用者協議会の概要報告

日時：平成24年7月27日（金）14：00～ 場所：北上川下流河川事務所 大会議室

【発言内容（要旨）】

- ・北上川沿川の安全と景観をどう両立させるかが重要だ。
- ・係留施設については、全国の事例がありそれらを参考にすべきだ。基本は安全である。
- ・係留方法により候補地も変わってくる。水面係留や陸置きなどをイメージした選定が必要である。
- ・工業港の貯木場を開放してもらえば、税金を使わず利用者が棧橋を整備する。
- ・協議会において確認したいのは、係留場所の選定とルールづくりだと考える。
- ・地震のため日和大橋が1mほど下がっている。桁下高表示を正値に修正し表示を復活してほしい。
- ・係留適地として内港周辺が活用しやすい。北上川を積極的に利用し観光資源の再開発までつなげていくべき。
- ・中瀬、内港、ヤマニシ造船所跡地が候補地となる。他県の施設では一般の方も訪れる施設事例がある。
- ・ヤマニシ跡地を利用する場合、施設を迂回する堤防や掘削が必要で大掛りになってしまう。
- ・石巻の魅力をつくるためには堤防を迂回させてもいいのではないか。
- ・中瀬については、治水上の安全の検討や、まちづくり計画を踏まえた整理が必要ではないか。
- ・今回の津波で係留船による被害があった。被害なしで景観を創出できる方法があるのか。
- ・マリーナ計画をレベル1とレベル2のどちらで対応するか決めないと計画が定まらない。
- ・長期係留と短期係留の場所を別にし、長期係留を外港等に区分して運用すればリスクを低減できる。
- ・景観も考慮し川への係留が可能となれば、係留場所を一本化して利用者の費用で整備する。
- ・無秩序な係留で被災しておりマリーナの必要性は高い。施設規模や構造の他、行政の整備範囲を確認したい。
- ・中瀬の対岸は係留適地になる。ただし、安全のため夜間係留しないとかのルールは必要だと思う。
- ・理由があって河川に係留していたはず。利用する側のニーズにあったものを計画すべき。
- ・北上川へ係留する理由として、無料、真水に近く船によい、町に近い等がある。
- ・県内に景観まで配慮したマリーナはまだない。南浜地区公園付近で掘込構造なら適地になるのではないか。
- ・今後は、船の所有者が撤去費用分を預ける等、撤去費用は本人が負担するルールにすべき。
- ・当面の受け皿として港湾区域内での係留箇所確保など、受け入れについて各管理者で検討してもらいたい。
- ・現施設は復旧工事中のため既存船の係留場所も確保できない現状で、暫定係留地の確保は難しい状況だ。

第2回旧北上川水面利用者協議会の概要について②

【質疑（要旨）】

- ・ マリーナの事例紹介で堤防機能確保に疑問を感じた。安全が保てる構造なのか次回協議会で説明してほしい。
⇒ マリーナを整備する場合は、安全性確保を前提に構造を検討することになる。
- ・ 町と川との融合の話があったが、係留場所が川なのか工業港等なのか整理すべきでは。
⇒ 場所や係留方式等について、これからの検討であり委員のご意見をいただきたい。
- ・ 網地島ラインの発着場の今後の予定や計画を教えてください。
⇒ 大型栈橋と浮き栈橋はもとに戻す計画である。
- ・ 中瀬地点で7.7mの高さの津波が襲ってきたのに、4.5mの堤防で大丈夫なのか？
⇒ 津波の規模は、数十年から百数十年で発生する確率の津波で考えている。計画を超える津波に対しては、防災まちづくりの避難路等に対応する想定となっている。
- ・ 利用者は陸上げ式マリーナがいいのか、水上係留がいいのかどちらか？
⇒ 水面係留は利便性で好まれるが、劣化防止や安全面では陸上げが望ましく考えは分かれる。
⇒ ヨットは下にバラストがあり陸上げは面倒になる。首都圏以外では水面係留が望ましい。
- ・ 係留を求める船の数はどのくらいのイメージなのか？
⇒ ヨットクラブでは係留を求める声はあまり聞こえない。しかし、魚が釣れる場所としては全国有数であり、観光資源として利用できる。
- ・ 堤防高さ7.2mをイメージすると、河川堤防沿いの係留場所は問題が多いのではないか。
⇒ 候補地毎の情報を提供し、みなさまから意見をいただき個々に検討することになる。
- ・ 現地調査していない港湾施設が候補地の一つになっているが候補地として考えてよいか？
⇒ 現時点で候補地を絞り込んでいない。可能性があるエリアということで明示している。

【その他】

- ・ 協議会資料を北上川下流河川事務所のホームページに掲載することについて了解の確認
⇒ 委員全員異議なし

第2回旧北上川水面利用者協議会の概要について③

協議会のスケジュール

平成24年4月18日
第1回協議会

平成24年7月27日
第2回協議会

平成24年12月3日
第3回協議会

平成25年2月
第4回協議会

平成25年度
第〇回協議会

・ 設立趣旨及び規約の承認
・ 協議会において、協議・検討
していく基本事項の確認

規制等に係る検討
(区域・条例・措置)

当面の係留船舶への対策

実施

暫定的係留施設に関する検討

恒久的係留施設に関する検討

他の係留施設への集約化の検討

広報活動

石巻市復興基本計画との整合を確認しながら協議・検討

○ 最終取りまとめ

○ 河川管理者による規制対象区域の指定
○ 各基本事項に係る協議会の
決定事項の速やかな実施

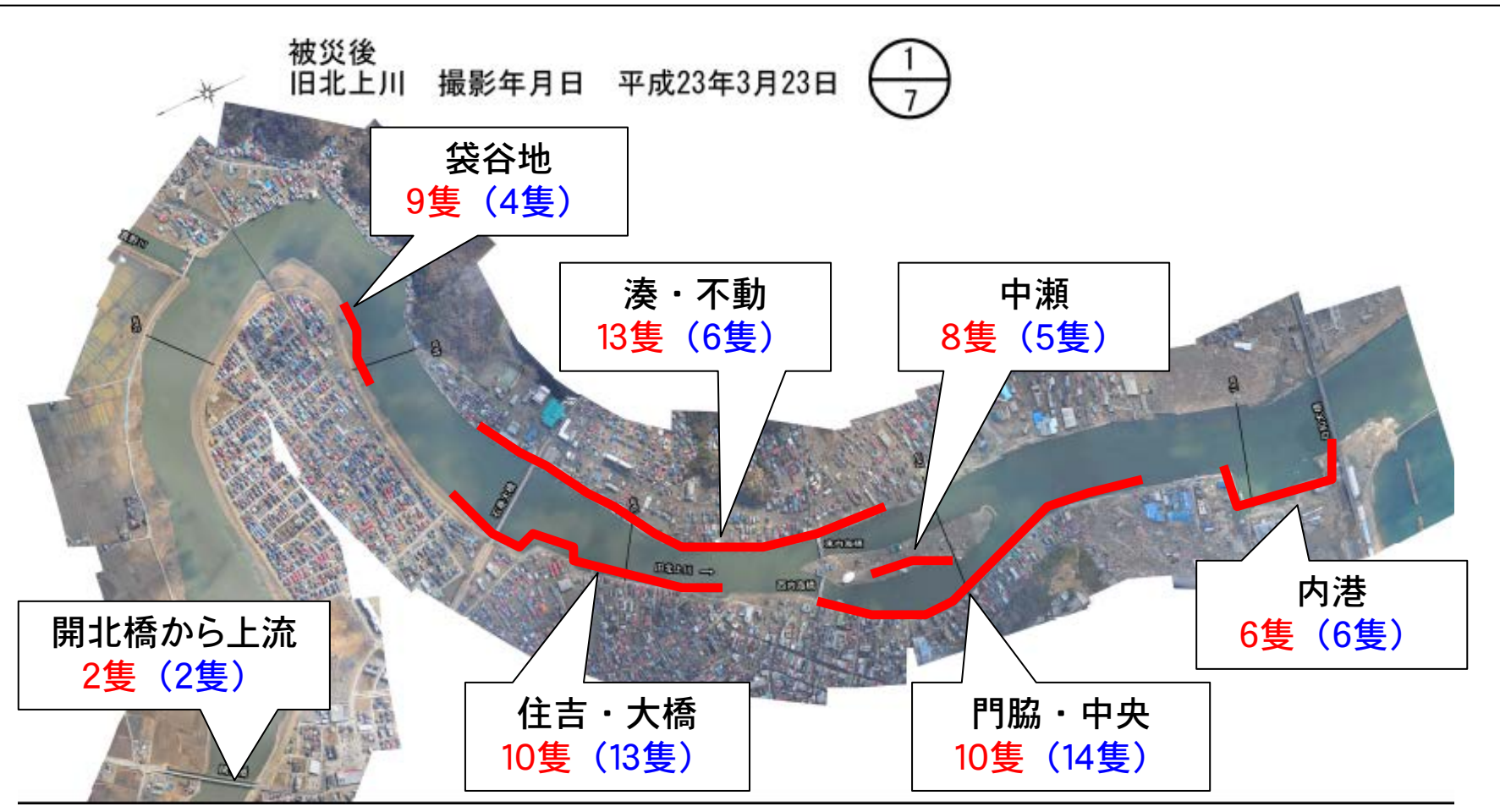
平成24年度

平成25年度

旧北上川河口部に係留している船舶の現状について①

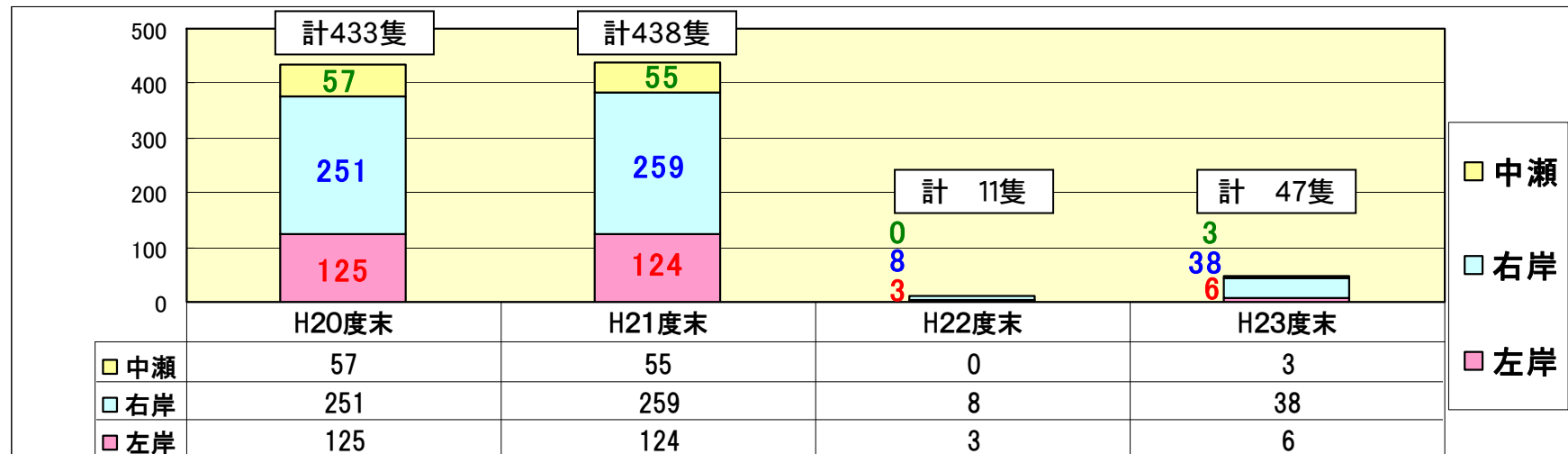
旧北上川（河口から曾波神大橋間：約9.5km）の船舶の係留状況

赤字：平成24年10月末（青字：6月末）時点で
合計 58隻（50隻）の係留が確認されています



旧北上川河口部に係留している船舶の現状について②

長期係留及び放置船舶の推移（H20～H23度末）



平成24年10月末時点の長期係留及び放置船舶の内訳

係留船舶種別内訳【計58隻】

| 種類 | 隻数 | 割合 |
|-------|-----|-----|
| プレジャー | 36隻 | 62% |
| 漁船 | 13隻 | 23% |
| 釣船 | 4隻 | 7% |
| 事業船 | 3隻 | 5% |
| ヨット | 2隻 | 3% |

所有者所在地別内訳【計58隻】

| 所有者所在地 | 隻数 | 割合 |
|----------|-----|-----|
| 石巻市 | 42隻 | 72% |
| 東松島市 | 2隻 | 4% |
| 県内その他市町村 | 2隻 | 4% |
| 県外 | 0隻 | 0% |
| 不明 | 12隻 | 20% |

旧北上川河口部に係留している船舶の現状について③

巡視実施、指導・監督①

(ケース1) 通常巡視 → チラシ及び看板による注意喚起

①河川管理者による河川巡回において、新たな船舶係留を発見した場合

旧北上川における長期係留及び放置船舶について (警告)

- ・旧北上川において、船舶を係留することはできません。
- ・早急に河川区域外へ移動して下さい。
- ・係留船舶所有の方は、下記に従い連絡して下さい。

公共の水域を船舶の保管場所として私物化することは、法律により規制されています。国土交通省、宮城県、石巻市はかねてから旧北上川における長期係留及び放置船舶（以下、「不法係留船舶」という。）に対して、合同巡視やチラシ等の配布により改善に努めてきましたが、今後の復興計画において不法係留船舶等が大きな支障となること、また先般の東日本大震災時の不法係留船舶等の流出による被害も生じており、今後、重点撤去区域の設定も視野に入れ計画的な不法係留船舶等対策を強化していくこととし、対策を検討する協議会を設立しました。

なお、不法係留船舶対策強化の一環として、所有者不明の船舶については、河川管理者の監督処分により撤去しますので、当該船舶について「所有」若しくは「情報」をもっている方は、早急に、以下の電話番号に「船名」「船体番号」「所有者及び電話番号」等を連絡して下さい。

重点撤去区域：区域の設定により不法係留船舶への注意喚起を行うとともに、当該区域における不法係留船舶は代執行等により撤去を行う。

行政代執行：行政代執行法第2条に基づき、行政庁が相手方にならざるに撤去を行い、その費用は相手方へ請求する。

監督処分：相手方が不明の場合、河川法第75条第3項に基づき、河川管理者が公告し自ら撤去を行う。処分後、所有者が判明した場合は、その処分費用を定める。

警告文書を係留ロープ等へ貼付

②船舶係留者から河川事務所が連絡を受けた場合

- ・旧北上川に船舶を係留することはできない
- ・早急な河川区域外への移動を改めて口頭で指導

③船舶係留者から河川事務所に対して連絡がない場合

- ・漁船番号や船体番号等から所有者等を確認
- ・連絡を取り指導

周知事項

- ・旧北上川に船舶を係留することはできない
- ・早急な河川区域外への移動
- ・北上川下流河川事務所への所有者の連絡

周知

船舶係留者からの意見

- ・決まり事は認識しているが、ほかに行くところがない
- ・係留先を探しているが、満杯でとめられなかった
- ・どこかに係留先はないのか、あれば移動する
- ・渡波にとめていたが、工事のため旧北上川に係留した

旧北上川河口部に係留している船舶の現状について④

巡視実施、指導・監督②

(ケース2) 工事等の支障 → 個別連絡による移動の催促

①係留船舶が工事のさいに支障

《 周知 》
工事を実施します

月 日頃から、順次、当該箇所において、矢板の打ち込み工事を行います。

速やかに移動して下さい。

*旧北上川に船舶を長期係留・放置することはできません。

(連絡先) 国土交通省蒲谷出張所

- ・周知看板を現地に設置
- ・周知文書を係留ロープ等へ貼付

②実際の移動の状況

- ・工事予定箇所に周知看板の設置
- ・施工業者の現場事務所に船主が説明を聞きに来所、工事内容を伝えるとともに移動を依頼
- ・移動について了解を得るとともに、船主が外の船舶にも連絡してくれて、全ての船舶（4隻）が移動される

- ・堤防工事には協力的
- ・特段、異論や苦情はなかった

課題等

- ・河川管理者から移動を促すが、あくまで船舶の持ち主で移動先を探す必要
- ・近隣マリーナ等の移動先の情報も無いため、結果として上下流数10mの移動となっている
- ・今後移動がなされない場合には、行政代執行や簡易代執行の必要性の検討

旧北上川河口部に係留している船舶の現状について⑤

地元説明会 や パブリックコメント で寄せられた意見等と流出船舶状況

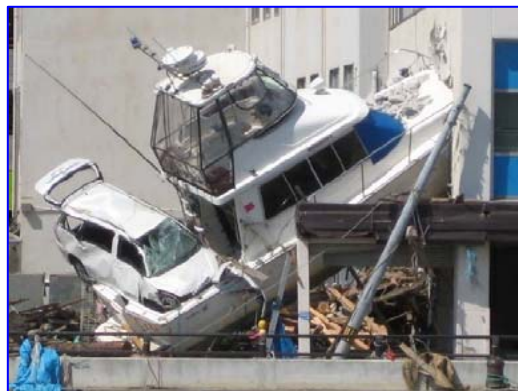
地元説明会で寄せられた意見

- ①不法係留船が増えてきているため対策してほしい
- ②修理のため係留していた船が陸側に押し寄せて家屋を壊した
- ③今回の船舶による津波被害は、国の対応にも責任があるのではないか
- ④最近、川岸に船が増えている
- ⑤船対策について地元の関心も高い状況である
- ⑥プレジャーボート等の対策はどうなっているのか
- ⑦不法係留対策を強化してほしい

パブリックコメントに寄せられた意見

- ①不法係留船が今回の津波において二次被害を生んだことは大きな問題であり、船溜まり等の整備も検討してほしい
- ②不法係留船対策については、松島などでは係留費用を自己負担していること等から、国がポート置き場の建設・設計を行うのではなく、罰則で対応すべきではないか

(参考) 津波により石巻市街地に流出した船舶



「流出した船舶による家屋の損傷」及び「道路網の寸断による復旧活動の障害」が確認

旧北上川河口部における船舶係留のあり方について①

旧北上川における係留の状況

漁船/釣船

事業船舶

プレジャー/ヨット

旧北上川に係留

河川区域
河川管理者
(国土交通省)

河川管理者の許可を得ずに河川に船舶に係留することや、棧橋などの係留施設を設置することは、河川法によって規制されています
《河川法第24条及び第26条》

漁港区域
漁港管理者
(宮城県)

旧北上川の漁港区域には、船舶に係留・放置することはできません
また、棧橋の老朽化が著しいため、棧橋への立入は禁止されています
《漁港漁場整備法第39条第5項第2号》

港湾区域
港湾管理者
(宮城県)

旧北上川の港湾区域(東西内海橋から下流域)の使用は、港湾法により規制されています
《港湾法12条・宮城県港湾施設管理条例7条》

旧北上川における船舶係留の本来のルール

行政機関

適切な指導・管理

利用者

ルールの遵守

結果

漁船/釣船⇒漁港

事業船⇒工業港等

プレジャー/ヨット⇒ marina 等

適切な係留

本来あるべき姿へ

*ルール作りと役割分担が重要

旧北上川河口部における船舶係留のあり方について②

関係機関等の現状と役割（案）

| 北上川下流河川事務所 （河川管理者） | 東部地方振興事務所 （漁港管理者） | 石巻港湾事務所 （港湾管理者） | 石巻市 （地元自治体） | 利用者 |
|--|--|---|---|--------|
| 旧北上川河口部（3水域）に無秩序に係留（震災前：約370隻）→（現在：58隻） | | | | |
| （課題）津波・高潮時に市街地に流出し被害を拡大させ、洪水時に流れを阻害し水位を上昇させ、船舶や係留ロープが水防活動の支障になり、環境の悪化を招く | | | | |
| 復旧・復興の支障 | | | | |
| （本来あるべき姿） | 船舶の種類に応じた係留先へ → 係留先の適切な維持・管理・利用 | | | |
| | 漁船/釣船は漁港へ | 事業船は工業港へ | プレジャー/ヨットは marina 等へ | ルールの遵守 |
| *水面利用者協議会や関係行政機関と連絡調整を図りながら適切な指導・管理の実施 | （課題） 西港に小型漁船係留施設を兼ねる突堤の整備に平成21年度に着手、平成23年度中完成予定であったが、震災により損壊、現在工事は中止状態。既存施設の復旧工事が優先されており、現時点では未定。 | （課題） 工業港内は係留施設を順次閉鎖し災害復旧工事を行っており荷揚げスペース確保に苦慮しながら運用している為、当該小型船の係留場所を確保するのは困難。ただし、災害復旧工事に供する事業船は工業港内において暫定係留を行うことで調整中。 | （課題） 整備については、当面の間、防災や安全対策並びに住まいの確保や産業の再生が最優先されるため、現時点で具体化は未定。整備後の管理運営体制、採算性等も含めた詳細・具体の検討が必要。 | 係留先へ移動 |
| *各係留先に移動されるまでの一定期間、当面の係留先を確保する必要 | | | | |

旧北上川河口部における船舶係留のあり方について③

当面の係留先について検討

検討事項

①当面の係留先の候補地について

- ・ 候補地について、ご議論いただきます

②当面の係留先に集約する船舶の種類や管理者について

- ・ 当面の係留先に集約する係留船の種類や係留先の管理者について、ご議論いただきます

③指導・監督の強化について

- ・ 当面の係留先の確保に伴い、旧北上川において指導・監督を強化していくことについて、ご議論いただきます

***①～③の事項について、協議会としてご議論をいただきます**

旧北上川河口部における船舶係留のあり方について④

当面の係留先について検討

①当面の係留先の候補地について（案）



船種と係留先

漁船/釣船

漁 港

事業船舶

工業港

プレジャー/ヨット

マリーナ等



旧北上川河口部における船舶係留のあり方について⑤

当面の係留先について検討

②当面の係留先に集約する船舶の種類や管理者について

| | 漁船/釣船 | 事業船 | プレジャー/ヨット |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 本来の係留先 | 漁港 | 工業港 | マリーナ等 |
| 現在の係留数 | 17隻 | 3隻 | 38隻 |
| 当面の係留先 | 近隣漁港等 | 石巻工業港 | 近隣マリーナ等 |
| | | その他 *議論対象 | |
| 監督機関 等 | 東部地方振興事務所 | 石巻港湾事務所 | 石巻市 |

【参考】河川・漁港・港湾区域に係留する場合の申請に係る手続き（抜粋）

- ①申請主体：地方公共団体・第三セクター
→関係法令に基づく設置の申請が必要
- ②係留期間：申請時、監督機関からの指示または個別協議

旧北上川河口部における船舶係留のあり方について⑥

当面の係留先について検討

③指導・監督の強化について



区域（案）

河川管理上の支障の程度等を勘案し、
指導監督措置を強化する区間

河口～曾波神地先間の約10kmを
対象区域にします

*当面の係留先が確保された
タイミングで遅滞なく周知・広報

より強力な指導監督措置とは？

- ・ 措置の実施は、関係行政機関が水面利用者協議会等と連絡調整を図りながら実施
- ・ 各行政機関が行政指示や強制的な撤去措置である監督処分を実施

旧北上川河口部における船舶係留のあり方について⑦

当面の係留先が確保されるまでの係留船舶に対するソフト面の対応を検討

対応を検討しなければならない理由

- ・平成24年6月末時点に比して、10月末時点で8隻増の58隻の係留を確認
- ・このペースで増え続ければ、今後の復旧・復興においても支障が生じる懸念
- ・**当面の係留先の確保までには、一定の準備期間が必要**

ソフト面の対応

① 関係行政機関による係留船舶の持ち主に対する周知活動について

- ・関係行政機関（国・県・市）により、係留船舶へ一斉チラシの貼付を実施し、本来の係留施設への移動を促す
- ・係留が多数確認される箇所及び今後の復旧・復興が予定される箇所へ、啓発看板を設置

② 水面利用者協議会関係機関による巡視の強化と情報共有について

- ・水面利用者協議会関係機関による合同巡視において、新たな係留船が確認された場合、旧北上川へ係留はできない旨のチラシ貼付により所有者の把握に努めるとともに、関係機関での情報共有を図る

③ 各管理者による巡視の強化と情報共有について

- ・河川・港湾・漁港の各行政機関の定期巡視において、新たな係留船が確認された場合、旧北上川へ係留はできない旨のチラシ貼付により所有者の把握に努めるとともに、関係行政機関での情報共有を図る

***①～③のソフト面の対応を、今後、協議会及び関係行政機関にて実施します**

参考資料

～【平成10年2月12日付け河川局長通達】計画的な不法係留船対策の促進について（抄）～

①不法係留船対策計画の策定

○河川管理者の許可に基づかず河川区域内に係留している船舶は不法係留船であり、法に基づく強制的な撤去措置の対象となる。

1. 計画の策定 河川管理者は、不法係留船対策に係る計画を地域の实情に応じ水系又は主要な河川毎に策定し、計画的な撤去を行う。

2. 計画の内容

(1) 計画における不法係留船対策の基本的考えは以下のとおり

①河川管理上の支障の程度等を勘案し、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域（重点的撤去区域）を年次的に設定し、この区域において強制的な撤去措置を実施する。

②重点的撤去区域以外の河川の区域については、河川監理員の指示も含めて適切な指導を行う。

③係留施設の適切な構造及び係留船舶の適切な管理方法と相まって、治水上及び河川管理上支障のない場所に暫定係留施設を設置し得る。

(2) 計画には、「重点的撤去区域の設定」「不法係留船の強制的な撤去措置」「暫定係留施設の設置」「斜路及び船舶上下架施設の設置」「河川における恒久的係留・保管施設の整備」に係る年次計画等を定めるものとする。

3. 計画の策定手続き 計画は以下の手続きに基づき策定するものとする。

①河川管理者、地方公共団体、他の公共水域管理者、警察機関、学識経験者等からなる河川水面の利用調整に関する協議会を地域の实情に応じて水系又は主要な河川毎に設置すること。

②協議会は、地域住民の意見を聴きつつ、計画の内容を検討すること。

③河川管理者は、協議会の意見を聴きつつ、計画を策定すること。

②重点的撤去区域における不法係留船対策の実施について

○重点的撤去区域は、河川管理上の支障の程度等を勘案して重点的に強制的な撤去措置を執る必要がある区域であるため、計画に基づき河川監理員の指示等並びに強制的な撤去措置である監督処分、簡易代執行及び行政代執行法の規定に基づく代執行を重点的に実施することとされたい。

○強制的な撤去措置の実施にあたっては、必要に応じて、地方公共団体等の関係機関と連絡調整を図りながら実施することとされたい。

③暫定係留施設における不法係留船対策の実施について

○暫定係留区域は、暫定係留施設を設置するには、河川法の規定に基づく河川管理者の許可が必要であり、以下の点に留意されたい。

1. 設置主体 地方公共団体、第三セクター等の公的主体とする。

2. 占用許可条件 必要な許可条件を付すこととする。

④斜路及び船舶上下架施設の設置について

○船舶の河川区域外の陸上における保管を促進するために、計画に基づき、河川区域外の陸上保管施設に保管された船舶が河川にアプローチするために必要な斜路及び船舶上下架施設が地方公共団体等の公的主体によって設置されるよう関係機関に積極的な要請を行うこととする。